[redacted]

郵電業第３１３５号
平成１２年１２月２１日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一　殿

郵政省電気通信局長
天　野　　定　[redacted]

「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）に関して講ずべき措置について」に関して更に追加的に講ずべき措置について

（平成１１年８月３１日付け郵電業第１０１号、平成１２年６月３０日付け郵電通第３０４２号、平成１２年７月３１日付け郵電技第３０１１号、平成１２年９月１９日付け郵電業第３０７４号の２、平成１２年１１月２０日郵電業第３１１４号の２関連）

指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物等への接続事業者の設備の設置（コロケーション）の条件等に関しては、本年１０月１日付けで施行された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成１２年郵政省令第５５号）等を受けて、貴社より接続約款の認可申請があったところであるが、これに関して、本年１２月１５日に電気通信審議会から別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。

これに関しては、先に貴社にあてて発出した「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）に関して講ずべき措置について」（平成１２年９月１９日付け郵電業第３０７４号の２）において求めていた措置に関して、下記のとおり貴社において適切な追加的措置を講じられたい。

記

コロケーションに関する標準的期間の設定
（平成１２年９月１９日付け郵電業第３０７４号の２記２．（１）．（２）関連）

貴社のコロケーションに関する標準的期間の更なる短縮については、貴社においてまずは現在の接続約款の規定内容の中で極力短縮を行う運用を行った上で、平成１３年の前半中にその状況を報告するとともに、併せて、現在

の標準的期間が事実上最長期間として機能していることにかんがみ、①他事業者の意見も参考にしつつ２週間程度の標準的期間を設定できる場合を設ける等の方策及び②平均的期間と最長期間の両方の設定等の検討を行った上で、報告を行うこと

別添

（答申（抜粋））

平成１２年１１月１７日付け諮問第５３号、第５４号及び第５５号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1.　（略）

2.　（略）

3. おって、郵政省が認可を行うに当たっては、別添２の当審議会の考え方を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は、参照されるべき別添２の当審議会の考え方。）。

（１）　ＮＴＴ東日本・西日本がコロケーションに関する標準的期間の更なる短縮については、ＮＴＴ東日本・西日本においてまずは今回の申請内容の中で極力短縮を行う運用を行った上で、平成１３年の前半中にその状況を報告すると共に、併せて、現在の標準的期間が事実上最長期間として機能していることに鑑み、①他事業者の意見も参考にしつつ２週間程度の標準的期間を設定できる場合を設ける等の方策（考え方１４(4)）及び②平均的期間と最長期間の両方を設定等の検討を行った上で、郵政省に報告を行うこと（考え方１４(5)）

（２）　（略）

別添２

NTT東日本・西日本の接続約款変更の認可申請に
対する意見及びそれに対する考え方（抜粋）

考え方１４

(1)〜(3)　（略）

(4)　標準的期間の更なる短縮については、まずは今回の申請内容の中で極力短縮化を行う運用を行った上で、平成１３年の前半中にその状況を報告することとし、その中で併せて、他事業者の意見も参考にしつつ２週間程度の標準的期間を設定できる場合を設ける等の方策について報告するものとすることが適当である。

(5)　なお、標準的期間の設定にあたっては、その設定の趣旨に照らせば、最大限の期間のみではなく、平均的にかかる期間について設定されることが有用と考えられることから、上記の報告にあたっては、標準的な平均期間を設定する等の諸案についてＮＴＴ東日本・西日本において検討を行った上で、具体的な方策についても併せて報告をすることが適当である。